

局所排気装置による拡散防止

- ・飛散したFAが作業者に吸入されないようにする対策としては、局所排気装置が有効。
- ・特定化学物質障害予防規則では、有効な局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を発生源ごとに設けなければいけないとされている(特化則第5条)。
- ・局所排気装置の場合、その性能は抑制濃度0.1ppm以下を維持できるもの。
- ・プッシュプル型換気装置の場合、その性能は
「特定化学物質障害予防規則第7条 第2項第4号及び
第50条第1項第8号ホの厚生労働大臣が定める要件」
(平成15年厚生労働省告示第377号)
に定める要件を満たすものでなくてはならない。